

肥料届出関係手引 (特殊肥料編)

静岡県経済産業部農業局 食と農の振興課

1 特殊肥料の要件と義務

1-1 特殊肥料の要件

特殊肥料とは、法第2条第2項に基づき、農林水産大臣が別に定めた「特殊肥料の指定(昭和25年6月20日農林省告示第177号)」にあげる肥料をいいます。(26ページ参照)

また、特殊肥料(届出がされたものに限る。)が原料として配合される肥料は、「混合特殊肥料」として、特殊肥料に位置づけられます。

1-2 特殊肥料の届出に関する義務

- (1) 特殊肥料を業として生産又は輸入しようとする場合は、その事業を開始する1週間前までに都道府県知事に届け出ることが、法第22条第1項により義務づけられています。
- (2) 「特殊肥料の指定」に指定されていない肥料を特殊肥料として生産又は輸入することはできません。
- (3) 都道府県知事に届出を受理された後、次にあげる事項について、各条文により義務づけられています。

届出の種類	該当ページ
届出事項等の変更に伴う届出(法第22条第2項)	22ページ参照
生産又は輸入の廃止に伴う届出(同上)	25ページ参照
特殊肥料の品質表示又は内容表示 (品質表示…法第22条の2第1項、平成16年10月25日農水省告示第1926号) (内容表示…昭和60年1月21日農水省通達60農蚕第54号)	12ページ参照

1-3 静岡県知事が届出受理する特殊肥料

- (1) 静岡県知事が届出を受理する特殊肥料は、次の項目に該当するものです。

- ① 静岡県内の肥料生産工場で生産する特殊肥料
 - ② 静岡県内の港から陸揚げ(輸入)する特殊肥料

- (2) 提出された届出書等を審査し、法律上問題ないことが確認できたら受理のうえ、届出者に通知します。
- (3) 同じ特殊肥料であっても、静岡県外で生産又は輸入する場合は、肥料生産工場、陸揚げする港を管轄する都道府県知事ごとに届け出ることになっています。各都道府県の窓口へ確認の上、届出手続きを行ってください。

2 特殊肥料の生産（輸入）に伴う手続きについて

(1) 届出の時期

その事業を開始する1週間前までに届け出てください。

(2) 書類及び見本肥料の提出先

提出物	提出先
届出書などの書類	〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県 経済産業部 農業局 食と農の振興課 農産環境班 (TEL:054-221-2689)
見本肥料	〒438-0803 静岡県磐田市富丘678-1 静岡県 農林技術研究所 栄養・機能性科 (TEL:0538-36-1550)

(3) 届出に必要な書類等

提出書類等	部数等	備考
◇共通に必要な書類等		
特殊肥料生産業者(輸入業者)届出書 (別添様式第14号)	2部	・詳細は6・7ページ参照
使用原料及び生産工程説明書	2部	・詳細は8・9ページ参照
生産施設等の配置図	2部	・生産施設内の設備の配置図
肥料成分等分析証明書	2部	・詳細は10・11ページ参照
見本肥料	2kg	・届出1件につき1検体 ・静岡県農林技術研究所へ特殊肥料生産業者届出書(写)を添えて提出する
◇生産する場合に必要な書類(輸入の場合は不要)		
生産工場等の案内図	2部	・駅や主要幹線道路からの地図
◇初めて届出する場合に必要な書類		
(法人の場合) 登記事項証明書	1部	・住民票は個人番号(マイナンバー)の記載のないもの ※コピーでも可
(個人の場合) 住民票		
◇はっこう乾ぶん肥料を生産・輸入する場合		
無機化試験成績書	2部	
◇堆肥または動物の排せつ物を生産・輸入する場合に必要な書類		

堆肥・動物の排せつ物チェックシート	2部	・詳細は33ページ参照
安全データシート	2部	・農林水産省告示に指定された凝集促進材（33ページのチェックシート参照）を使用した場合に提出する
◇混合特殊肥料を生産する場合に必要な書類		
使用する特殊肥料の保証票又は届出書	2部	
◇生産設備を借りて生産する場合に必要な書類		
生産設備の賃借による肥料の生産に関する届出書（別添様式第20号）	2部	・届出者が賃借契約にもとづき生産する事業場を借りて生産する（届出者側の生産管理者を借りた事業場に置く必要がある）
賃貸借等契約書の写し	2部	
◇委託して生産を行う場合に必要な書類		
委託による肥料の生産に関する届出書（別添様式第27号）	2部	・委託契約にもとづく生産委託（届出者側の生産管理者を借りた事業場に置く必要はない）
委託生産契約書の写し	2部	
◇牛の部位を原料とする場合、牛由来の原料を使用する場合		
◇豚・馬・家さん等に由来する肉骨粉類等を使用する場合		
大臣確認書の写し 豚・馬・家さん及び海産ほ乳動物由来肉骨粉等適合確認書の写し	2部	・その他大臣確認を受けていることが分かる書類で代替したい場合は御相談ください
そのほか、肥料の原料や生産工程に応じて添付書類が必要になる場合があります。		
使用原料及び生産工程説明書を作成のうえ、届出前にお問い合わせください。		
問合せ先：静岡県 経済産業部 農業局 食と農の振興課 農産環境班（TEL:054-221-2689）		

※提出書類等について

- ・ 2部提出されたうちの1部は、副本として返却します。
- ・ 届出書の用紙は「静岡県ホームページ→申請書ダウンロードサービス」から取り出すことができます。
- ・ 法人化していない任意組合等の団体は個人扱いとなります。代表者の住民票1部に加え、組合規約等1部も添付してください。
- ・ 個人の方は、『静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例』（平成20年4月1日施行）により、住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、居住地の確認をすることにより、住民票の添付を不要とすることが出来ます。

(4) 提出書類の説明

特殊肥料生産業者（輸入業者）届出書

【→記入例①（7ページ）参照】

① 氏名

- ・ 届出者が法人の場合は、登記されている社名及び代表者の氏名を記入してください。

② 住所

- ・ 届出者が法人の場合は、**登記されている本社の住所**を記入してください。
- ・ 届出者が個人の場合は、**住民票に記載されている住所**を記入してください。

③ 肥料の種類及び名称

- ・ 種類の欄には、「特殊肥料」又は「混合特殊肥料」の別を記載し、括弧書きで「特殊肥料の指定名」のうち、該当する指定名を記入してください。

記入例：特殊肥料（指定名：堆肥）

- ・ 名称の欄には、届出者が決めた肥料の商品名を記入してください。

④ 生産する事業場の名称及び所在地

- ・ 生産事業場の名称及び所在地を必ず記入してください。
- ・ 生産する事業場が2箇所以上ある場合は、全ての事業場を記入してください。
- ・ 届け出る肥料の生産に関係のない事業場については、記入する必要はありません。
- ・ 輸入業者にあつては、この欄は記入する必要はありません。

⑤ 保管する施設の所在地

- ・ 保管する施設については、所在地の記入のみでよく、施設の名称等は必要ありません。
- ・ 生産する事業場と同じであっても、必ず記入してください。
- ・ 輸入業者にあつて、直接、販売先に引き渡す等の理由により県内に保管場所がない場合は、この欄に記入する必要はありません。

記入例①

別添様式第14号

※「生産業者」もしくは「輸入業者」に二重線取消線を入れる

特殊肥料生産業者~~（輸入業者）~~届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

静岡県知事 鈴木 康友 様

※県外の場合は都道府県名から記入

住 所 静岡市葵区追手町9番6号

〇〇〇〇〇株式会社

氏 名 代表取締役 静岡 太郎

電 話 (054) 221 - 2625

下記により特殊肥料を生産~~（輸入）~~したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項の規定により届け出ます。

記

1. 氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

※右上の住所・氏名欄と同様に記入

〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役 静岡 太郎

静岡市葵区追手町9番6号

2. 肥料の種類

※種類の後に（ ）書きで「特殊肥料の指定名」のうち該当する指定名を記入

特殊肥料（堆肥）

3. 肥料の名称

静岡堆肥

4. 生産する事業場の名称及び所在地

※実際に肥料を生産している場所（堆肥舎等）を記入

〇〇〇〇株式会社駿河工場 静岡市駿河区有明1番2号

5. 保管する施設の所在地

静岡市駿河区有明1番2号

備 考 輸入業者にあっては4は記入しなくてよい。

- ・ 使用原料及び生産工程説明書は、届け出る内容が「特殊肥料の指定」に適合しているか判断するために必要です。不備がないように必ず添付してください。
- ・ 添付する使用原料及び生産工程説明書について、次にあげる事項について記入してください。

① 使用原料名及び混合割合

- ・ 使用する原料、副資材の種類を全て列記し、その混合割合（重量比（％））を記入してください。
- ・ 備考の欄には、使用目的等を記入してください。

例1：「おが屑」等を敷料として使用していた場合は、備考欄に「敷料」と記入する。

例2：原料に発酵促進等の目的で使用する資材がある場合は、備考欄に「発酵促進材」等と記入する。（例：〇〇菌、糖蜜など）

② 使用原料の内容

- ・ 使用する原料、副資材毎の入手先（名称及び所在地）、水分量等を記入してください。
- ・ 食品残渣などを使用する場合は、備考欄にどのような食品の残渣かを記入してください。

③ 生産工程図

- ・ 肥料生産に係る工程すべてをフローシートにより記載し、必要に応じ説明文を付してください。
- ・ 説明は、堆積期間、切返し回数、機械の種類等を必ず記入し、機械を使う場合は、カタログ、説明書等の写しを添付してください。

④ 年間生産計画数量

- ・ 届け出る特殊肥料の年間の計画生産量（推測）を記入してください。

使用原材料及び生産工程説明書（記入例②及び注意事項）

1 使用原料名及び混合割合

原材料名	割合（重量比）	備 考
牛糞	40%	
食品残渣	30%	
おが屑	29%	敷料として使用
〇〇〇菌	1%	発酵促進材として使用

※ 原料、副資材の割合の合計が100%になるよう、使用する原材料はすべて記載してください。

※ 備考欄には、使用目的等を記載してください。

（混合特殊肥料の場合）

原材料名	割合（重量比）	備 考
特殊肥料（堆肥）	90%	〇〇堆肥（静岡県）
特殊肥料（骨灰）	10%	〇〇骨灰（愛知県）

※ 原材料名には「特殊肥料（指定名）」を記載し、備考欄には「肥料の名称（届け出た都道府県名）」を記載してください。

2 使用原料の内容

原材料名	入手先	水分	備考
牛糞	自家製	40%	
食品残渣	（株）〇〇 静岡市葵区	40%	給食残渣（魚介類の臓器は含まない）
おが屑	〇〇製材所 静岡市葵区	30%	製材所
〇〇〇菌	（名称、所在地）	—	

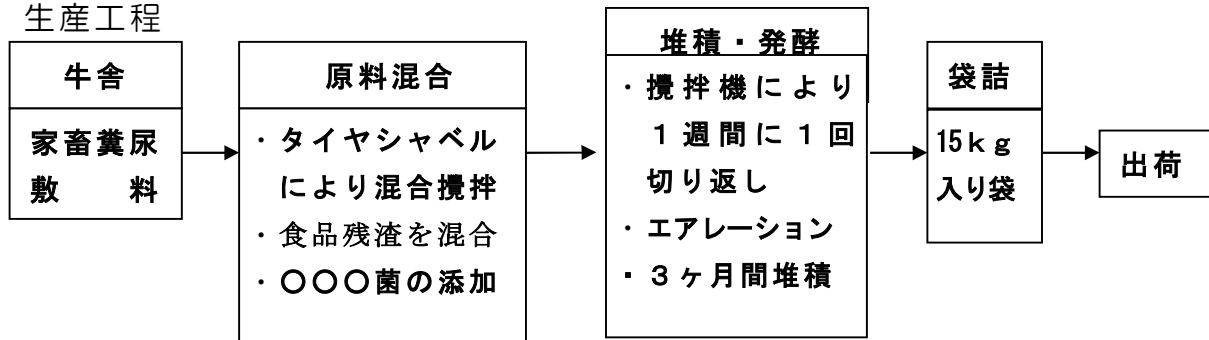
※ 動物の排せつ物に凝集促進材（農林水産省告示に指定されたものを除く）又は悪臭防止材（天然物由来のものは除く）を使用したものは、県へ届出をする特殊肥料ではなく、国へ登録申請する普通肥料の「し尿汚泥肥料」や「汚泥発酵肥料」等に該当します。

※ 建築廃材には、一般に塗料、処理薬剤等が混入され、有害成分を含む恐れがあるため、肥料の原料に使用しないでください。

（混合特殊肥料の場合）

原材料名	入手先	水分	備考
〇〇堆肥	自家製	40%	
〇〇骨灰	（株）〇〇 愛知県〇〇市〇〇	—	

3 生産工程



※切返し回数、堆積期間は必ず記載してください。

※機械を使用する場合は、機械の種類等を記載してください。

4 年間生産計画数量 300 t

各分析証明書（試験成績書）

【注意事項】

(1) 各分析証明書（試験成績書）は、届け出る内容が「特殊肥料の指定」に適合しているか判断するために必要です。不備がないように必ず添付してください。

(2) 各分析証明書（試験成績書）は、「計量証明事業所」が作成する分析証明書又はそれに類するものとし、次にあげる分析方法に基づき分析されたものに限りします。

分析証明書（試験成績書）の種類	分析方法
肥料成分分析成績書	『肥料等試験法（独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定める）』に基づく分析方法
有害成分分析成績書	
電気伝導率	
無機態窒素量	
炭素率（C／N）成績書	
植物に対する害に関する 栽培試験成績書	『植物に対する害に関する栽培試験の方法（昭和59年4月18日農水省通達59農蚕第1493号）』に基づく分析方法
無機化試験成績書	『無機化試験法（昭和50年11月5日農水省通達50農蚕第7007号）』に基づく分析方法

【添付する各分析項目】

- ・ 届け出た特殊肥料の原料や品質表示義務などによって、必要な分析項目は異なります。分析項目一覧の表を御確認のうえ、御相談ください。
- ・ これらの分析結果は、農家に対する指導として活用できるとともに、農家も肥料の品質を判断するために必要としています。
- ・ 一般的に使用されることのない有機物を堆肥化する場合は、別途相談してください。

《分析項目一覧》

特殊肥料	特殊肥料のうち品質表示義務のある肥料			
特殊肥料 (右記以外)	堆肥 動物の排せつ物 (右記以外)	豚ふん	鶏ふん	生ごみを原料とする肥料
すべての肥料に共通して必要な分析項目：窒素全量・りん酸全量・加里全量・水分含有量				
	炭素窒素比（C／N比）・電気伝導率※1			
	塩素（動物の排せつ物）※2		塩素	
			油分	
			亜鉛	
			銅	
			石灰※3	
		無機態窒素量		
		植物に対する害に関する 栽培試験（植害試験）		

※1 未熟な堆肥は、一定量以上施用した場合、生育障害を起こす恐れがあり、腐熟の度合いを確認するため

※2 動物の排せつ物には、一般的に塩素の含有量が多く、多量に施用すると生育障害を起す恐れがあるため

※3 石灰を使用した場合 (えさとして使用した場合も含む)

※4 混合特殊肥料の場合は、それぞれの特殊肥料に必要な分析項目のうち、最も多い分析項目とする。

3 証票の添付について

特殊肥料は、その種類によって付さなければならない表示票が定められています。

堆肥・動物の排せつ物の場合…13ページ参照

堆肥・動物の排せつ物以外の特殊肥料の場合…20ページ参照

3-1 堆肥・動物の排せつ物の場合

(→様式 13ページ参照・表示例 17ページ参照)

- ・ 特殊肥料のうち、「堆肥」又は「動物の排せつ物」を生産、輸入又は販売する時は、肥料の容器又は包装の外部に、次にあげる表示事項を記載した「表示票」を付さなければなりません。
- ・ 容器又は包装を用いずバラ売りする場合であっても、次に掲げる表示事項を記載した書面を付さなければなりません。(平成12年8月31日農水省告示第1163号)
- ・ 表示票の具体的な内容については、以下のとおり定められています。

3-1-1 表示の様式

特殊肥料のうち、「堆肥」又は「動物の排せつ物」を生産、輸入又は販売する業者は、特殊肥料の容器又は包装の外部に次のように表示票を付してください。

別添様式第23号

○	2 cm 以上
肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示	
肥料の名称 肥料の種類 届出をした都道府県 表示者の氏名又は名称及び住所 正味重量 生産(輸入)した年月 原料 主成分の含有量等	

備 考

1. 保証票には、日本産業規格 Z 8305に規定する 8 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いるものとする。
2. 様式中最上部 2 センチメートルの部分は、容器又は包装の外部に縛り付け又は縫い付ける場合を除き付けなくてもよい。
3. 届出受理番号がある場合は、「届出をした都道府県」の欄に記載する。
4. 様式の枠内には、表示事項以外の事項を記載してはならない。
5. 肥料の正味重量が 6 キログラム未満の場合には、様式の文字及び数字の大きさは適宜とする。
6. 表示に用いる文字の色、大きさ等は、次の掲げるところによらなければならない。
 - (ア) 表示に用いる文字の色は、背景の色と対照的な色とすること。
 - (イ) 表示に用いる文字は、消費者の見やすい大きさ及び書体とすること。
7. 生産若しくは輸入又は表示した年月を記載することが困難な場合には、「生産(輸入)した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
8. 原料を記載することが困難な場合には、「原料」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
9. 混合特殊肥料の原料は、重量割合の大きい順に、①特殊肥料の種類で表示、②原料が堆肥や動物の排せつ物であれば、[] を付して、堆肥や動物の排せつ物の原料を表示、③原料が混合特殊肥料であれば、構成する特殊肥料に分解して表示。
10. 混合特殊肥料で表示する材料は、①混合特殊肥料の生産時使用した材料、②原料として混合特殊肥料に使用された材料、③原料由来の摂取防止材を表示。

3-1-2 表示事項と遵守事項(平成12年8月31日農林水産省告示第1163号)

(1) 肥料の名称

- ・ 法第22条第1項の規定に基づき**知事に届け出た肥料の名称**

(2) 肥料の種類

- ・ 届け出た肥料の種類（例：堆肥・動物の排せつ物）

(3) 届出をした都道府県

- ・ 県名の横に、**届出書の副本に付してある番号**を記載

(4) 表示者の氏名又は名称及び住所

- ・ 肥料を生産した場合は、生産業者が表示者になる。
- ・ 輸入をした場合は、輸入業者が表示者になる。
- ・ 肥料の袋を開けたとき、詰め替えたとき、バラの肥料を袋に入れた場合は、販売業者が表示者となる。
- ・ 氏名又は名称及び住所は、それぞれ届け出たとおりに記載する。

(5) 正味重量

- ・ キログラム単位で記載。容積量をリットル単位で併記することも可。
- ・ 容積量（リットル）だけの表示をすることはできない。

(6) 生産（輸入）した年月

- ・ 「令和元年4月」「1. 4」「2019. 4」のいずれかで表示する。
- ・ 生産又は輸入した年月を販売業者が知らないときは、表題を「表示した年月」として記載。

(7)原料

- ・ 原料名は「鶏ふん」、「もみがら」等、**最も一般的な名称**をもって記載。
- ・ 生産に当たって使用された**重量の大きい原料から順に記載**することとし、「備考欄」で重量の大きい順であることを記載する。
- ・ この表示票の中に表示することが困難な場合は、（原料）の欄に記載する場所を表示し、その場所に表示することができる。
- ・ **ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質が使用されている場合は、**次のように「備考欄」に記載する。

➤ 牛由来の原料を含まない場合

この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。

➤ 牛由来の原料を含む場合

この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

- ・ 牛の脊柱等が混合しないものとして**農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものについては、「備考欄」に記載**する。
- ・ 生産に当たって**腐熟を促進する材料が使用されるものについては、その材料の名称を明記して「備考欄」に記載**する。
- ・ 牛、めん羊、山羊及び鹿の**摂取防止に効果があると認められる材料が使用されたものについては、その材料の名称及び使用量を記載**して下さい。

(8) 主要な成分の含有量等

項 目	表示の単位 (現物当たりの数値)	表示値の誤差の 許容範囲	備 考
窒素全量	パーセント (%)	表示値が1.5%未満の場合→±0.3%	
りん酸全量	パーセント (%)	表示値が1.5%以上5%未満の場合→表示値の±20%	
加里全量	パーセント (%)	表示値が5%以上10%未満の場合→±1% 表示値が10%以上の場合→表示値の±10%	
銅全量	1 扣グラム当たり ミリグラム (mg/kg)	表示値の±30%	豚ぷんを原料として使用するものであって現物1扣グラム当たり300ミリグラム以上含有する場合に限る。
亜鉛全量	1 扣グラム当たり ミリグラム (mg/kg)	表示値の±30%	豚ぷん又は鶏ふんを原料として使用するものであって現物1扣グラム当たり900ミリグラム以上含有する場合に限る。
石灰全量	パーセント (%)	表示値の±20%	石灰を原料として使用するものであって現物1扣グラム当たり150グラム以上含有する場合に限る。
炭素窒素比	—	表示値の±30%	※整数表示
水分含有量	パーセント (%)	表示値の±20%	乾物当たりで表示する場合に限る。

- ・ 主要な成分の含有量等は、現物当たりの数値で記載すること。
- ・ 窒素全量、りん酸全量又は加里全量については、小数点以下第1位までを%単位で記載し、現物当たりの含有量の測定結果が0.5%未満の場合は、「0.5%未満」と記載することができる。
- ・ 現物当たりの数値で記載することが困難な場合には、「主要な成分の含有量等」を「主要な成分の含有量等（乾物当たり）」として、乾物当たりの数値及び水分含有量を小数点以下第1位までの%単位で記載すること。

表示例（動物の排せつ物・堆肥）

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示

2 cm
以上

肥料の名称 豚ふん堆肥 1 号
肥料の種類 堆肥
届出をした都道府県

副本通知時に
付してある番号

静岡県 令和〇〇〇第〇 - 〇号
表示者の氏名又は名称及び住所

有限会社〇〇畜産センター
静岡県静岡市葵区追手町〇番〇号

正味重量 20キログラム（又は〇リットル）
生産した年月 令和〇年〇月
（原料） 豚ふん、牛ふん、骨灰粉末、わら類、樹皮、木質系残さ

- 備考： 1 生産に当たって使用された重量の大きい順である。
2 この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、
家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。
3 骨灰粉末は、牛に由来するものである。
4 骨灰粉末は、牛の脊柱等が混合しないものとして
農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された
ものである。
5 腐熟を促進するために尿素を使用したものである。

主成分の含有量等（現物又は乾物あたりの別を記載）

窒素全量 3.0%
りん酸全量 1.0%
加里全量 0.5%未満
銅全量 350mg/kg
※（豚ふんを使用し、現物1kg当たり300mg以上含有する場合に記載）
亜鉛全量 950mg/kg
※（豚ふん又は鶏ふんを使用し、現物1kg当たり 900mg以上含有する場合に記載）
石灰全量 15.0%
※（石灰を使用し、現物1kg当たり150g以上含有する場合に記載）
炭素窒素比 5
水分含有量 30.0%
※（上記成分の含有量を乾物あたりで表示する場合に記載）

表示例（混合特殊肥料）

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示

2 cm
以上

肥料の名称 混合特殊コーヒーかす入り1号
肥料の種類 混合特殊肥料
届出をした都道府県

副本通知時に
付してある番号

静岡県 令和〇〇〇第〇 - 〇号

表示者の氏名又は名称及び住所

〇〇肥料株式会社

静岡県静岡市葵区追手町〇番〇号

正味重量 20キログラム（又は〇リットル）

生産した年月 令和〇年〇月

（原料） コーヒーかす、草木灰、動物の排せつ物〔鶏糞〕

備考：1 生産に当たって使用された重量の大きい順である。

2 〔 〕内は動物の排せつ物の原料である。

3 粒状化を促進するためにこんにゃく飛粉を使用したものである。

主成分の含有量等（現物又は乾物あたりの別を記載）

窒素全量 1. 5%

りん酸全量 2. 7%

加里全量 2. 5%

可溶性苦土 1. 5%

3-1-3 表示の方法

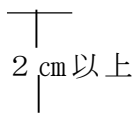
- (1) 容器又は包装を用いる場合は、肥料の最小販売単位ごとにその**外部の見やすい箇所**に様式（→13ページ参照）により表示事項を印刷する。または、表示事項を記載した書面を容器若しくは包装から**容易に離れない方法**で付す。容器又は包装を用いない場合は、表示事項を記載した**書面を付す**。
- (2) 様式の枠内には、**1の表示事項以外の事項を記載してはならない**。
- (3) 肥料の正味重量が6 kg未満の場合には、2の様式のフォントサイズは、適宜とする。
- (4) 表示に用いる文字の色、大きさ等は次のとおりとする。
- 文字の色…背景と対照的な色**
- 文字の大きさ・書体…消費者の見やすい大きさ・書体**
- (5) 生産若しくは輸入又は表示した年月を2の様式に従い記載することが困難な場合には、「生産（輸入）した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- (6) 原料を2の様式に従い記載することが困難な場合には、「原料」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。

3-2 特殊肥料（堆肥・動物の排せつ物以外）の場合

（→様式 20ページ参照・表示例 21ページ参照）

- ・ 堆肥、動物の排せつ物以外の**特殊肥料**についても、「表示票」の様式が定められています。
- ・ 「別添様式第24号」により作成してください（農水省通達 昭和60年1月21日60農蚕第54号）。

特殊肥料生産、輸入又は販売する業者は、特殊肥料の容器又は包装の外部に次のように表示票を付してください。

○	
特 殊 肥 料	
指定名 肥料の名称 届出を受理した都道府県 原料 正味重量 生産(輸入)した年月 生産業者(輸入業者)の氏名又は名称 及び住所	

備 考

- 保証票には、日本産業規格 Z 8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いるものとする。
- 様式中最上部 2 センチメートルの部分は、容器又は包装の外部に縛り付け又は縫い付ける場合を除き付けなくてもよい。
- 届出受理番号がある場合は、「届出を受理した都道府県」の欄に記載する。
- 生産した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、この様式の「生産した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。なお、販売業者が表示する場合であって、生産した年月を知らないときは、「生産した年月」の欄を「添付した年月」とし、添付した年月を記載する。
- 販売業者の氏名又は名称及び住所を記載する場合には、「生産業者の氏名又は名称及び住所」の欄の下に「販売業者の氏名又は名称及び住所」の文字を付して記載する。
- 昭和25年6月20日農林省告示第177号(特殊肥料の指定)の1の(イ)若しくは(ロ)又は昭和61年2月22日農林水産省告示第284号(肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件)の四の(1)若しくは(2)の表に規定する農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものについては、原料の欄に「牛の脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものである」旨を記載する。
- 生産に当たって動物由来たん白質(飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第1の2の(1)のア、イ又はウに定めるほ乳動物由来たん白質、家さんたん白質又は魚介類由来たん白質をいう。)が使用されたもの(牛由来の原料を原料としたものを除く。)については「この肥料には動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。」と記載する。
- 生産に当たって牛由来の原料を原料としたものについては、「この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用しないで下さい。」と記載する。
- 生産に当たって肥料の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和25年農林省令第64号)第1条第1号ホの摂取の防止に効果があると認められる材料が使用されたものについては、その材料の名称及び使用量を記載する。

表示例（動物の排せつ物・堆肥以外）

		2cm以上
		※20ページ備考2
特殊肥料		
指定名	肉かす	
肥料の名称	肉かす 1 号	
届出をした都道府県	静岡県 令和〇〇〇第〇-〇号	
	※20ページ備考3	
原料	牛の脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものである。 ※20ページ備考6 牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取を防止するためにパームアッシュを10%使用したものである。 ※20ページ備考9 この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないでください。 ※20ページ備考8	
正味重量	20キログラム	
生産した年月	令和〇年〇月	
生産業者の氏名又は名称及び住所	〇〇株式会社 静岡県静岡県静岡市葵区追手町〇番〇号	
販売業者の氏名又は名称及び住所	※20ページ備考5	
	有限会社〇〇 静岡県静岡県静岡市葵区追手町〇番〇号	

4 届出事項変更等に伴う手続き

届出事項の変更等に伴う届出義務(法第22条第2項関係)

届け出た特殊肥料の内容について、次にあげる事項の変更が生じたときは、静岡県知事に届ける義務があります。

- ① 氏名又は住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）
- ② 生産業者にあっては生産する事業場の名称又は所在地
- ③ 保管する施設の所在地
- ④ 有限会社から株式会社への変更
- ⑤ 肥料の名称変更

※ 上の①～④の変更があった場合、別途肥料販売業務開始届出事項についても変更を届け出る必要がありますので、あわせて手続きをお願いします。

(注) 以下の場合、廃止の届出の後、新たに開始の届出を行ってください。

- ① 相続に伴う代表者の変更（親から子への変更を含む）
- ② 個人から法人への変更（法人から個人も同様）
- ③ 法人の合併による地位の継承
- ④ 営業権譲渡契約による営業権譲渡

※ 届け出た特殊肥料の使用原料の種類、配合率を変更する場合は、原則として新たに届ける必要があります。「2 特殊肥料の生産（輸入）に伴う手続き」を参考に作成してください。

(1) 届出の時期

変更した日から2週間以内に届け出てください。

(2) 提出先（提出方法：郵送もしくは持参）

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県 経済産業部 農業局 食と農の振興課 農産環境班（TEL:054-221-2689・2749）

(3) 届出に必要な書類

提出書類	部数	備考
◇共通で必要な書類		
特殊肥料生産業者（輸入業者）届出事項変更届出書 （別添様式第15号）	2	・記入方法は24ページ参照
◇（法人）法人の名称、代表者、主たる事務所の所在地、法人格を変更した場合		
登記事項証明書	1	・変更の内容がわかるもの
◇（個人）届出者の氏名（同一の個人に限る）または住所を変更した場合		
住民票	1	・住民票は個人番号(マイナンバー)の記載の <u>ない</u> ものを添付してください
◇販売事業場の土地などを借りている場合		
賃貸借等契約書の写し	2	

※ 提出書類について

- 届出書の用紙は「静岡県ホームページ→申請書ダウンロードサービス」から取り出すことができます。
- 個人の方は、『静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例』（平成20年4月1日施行）により、住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、居住地の確認をすることにより、住民票の添付を不要とすることが出来ます。

記入例

別添様式第15号

※「生産業者」もしくは「輸入業者」に二重線取消線を入れる

特殊肥料生産業者~~（輸入業者）~~届出事項変更届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

静岡県知事 鈴木 康友 様

※県外の場合は都道府県名から記入

住 所 静岡市葵区追手町9番6号

〇〇〇〇〇株式会社

氏 名 代表取締役 静岡 太郎

電 話 (054) 221 - 2625

※特殊肥料生産業者届出日を記入

さきに 〇〇年〇〇月〇〇日付で肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更が生じたので、同条第2項の規定により届け出ます。

記

1. 変更した年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

2. 変更した事項

例1 (新) 代表取締役 静岡 太郎 (旧) 代表取締役 静岡 花子

例2 (新) 静岡市駿河区有明 1 - 2 (旧) 静岡市葵区追手町 9 - 6

3. 変更した理由

例1 代表者の変更

例2 本店移転に伴う住所変更

5 生産（輸入）事業廃止に伴う手続き

生産（輸入）事業の廃止と届出義務（法第22条第2項関係）

届け出た特殊肥料の生産又は輸入を廃止したときは、その旨を静岡県知事に届け出る義務があります。

（注）以下の場合は、廃止の届出の後、新たに開始の届出を行ってください。

- ① 相続に伴う代表者の変更（親から子への変更含む）
- ② 個人から法人への変更（法人から個人も同様）
- ③ 法人の合併による地位の継承
- ④ 営業権譲渡契約による営業権譲渡

（1）届出の時期

廃止した日から2週間以内に届け出てください。

（2）提出先（提出方法：郵送もしくは持参）

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県 経済産業部 農業局 食と農の振興課 農産環境班（TEL:054-221-2689・2749）

（3）届出に必要な書類

提出書類	部数	備考
特殊肥料生産(輸入)事業廃止届出書 (別添様式第16号)	2	・記入方法は26ページ参照

※ 提出書類について

- ・届出書の用紙は「静岡県ホームページ→申請書ダウンロードサービス」から取り出すことができます。

記入例

別添様式第16号 ※「生産業者」もしくは「輸入業者」に二重線取消線を入れる
特殊肥料生産~~（輸入）~~事業廃止届出書

静岡県知事 鈴木 康友 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日

※県外の場合は都道府県名から記入

住 所 静岡市葵区追手町9番6号

〇〇〇〇〇株式会社

氏 名 代表取締役 静岡 太郎

電 話 (054) 221 - 2625

※特殊肥料生産業者届出日を記入

さきに 〇〇年〇〇月〇〇日付で肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項の規定により届け出た特殊肥料の生産~~（輸入）~~事業を下記のとおり廃止したので、同条第2項の規定により届け出ます。

記

1. 廃止した年月日

令和〇〇年〇〇 月〇〇日

2. 生産~~（輸入）~~していた特殊肥料の名称

静岡堆肥（指定名：堆肥）

6 特殊肥料の指定

昭和25年6月20日農林省告示第177号(改正 平成30年3月6日農林水産省告示第456号 施行 平成30年4月5日)

区分	指 定 名	内 容
(イ)	魚かす	魚荒かすを含む。
	干魚肥料	魚体をそのまま乾燥したもの。
	干蚕蛹	蚕蛹をそのまま乾燥したもの。
	甲殻類質肥料	かに、しゃこ、えびなどの殻やしおむしなどの甲殻類を乾燥したもの。いか、たこなどの軟体動物の加工かす。
	蒸製骨	脱こう骨を含み、牛由来の原料(牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。以下同じ。)を原料とする場合にあっては肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第一条第一号ホに規定するところにより牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置(以下「管理措置」という。)が行われたものに限り、かつ、牛の部位(牛由来の原料のうち、肉(食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。)、骨(食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である骨に限る。)、皮、毛、角、蹄及び臓器(食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である臓器に限る。))以外のものという。以下同じ。)を原料とするものについては牛(月齢が三十月以下の牛(出生の年月日から起算して三十月を経過した日までのものをいう。)を除く。)の脊柱(背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。)及びと畜法第十四条の検査を経ていない牛の部位(以下「脊柱等」という。)が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限り、かつ、
	蒸製てい角	ひづめ、つの。牛由来の原料を原料とする場合にあっては、管理措置が行われたものに限り、かつ、
	肉かす	食肉加工場において、皮を皮革原料とするため、主として豚の皮から肉質、脂肪質の部分をそぎとり、これから炒りとりによってラードを採り、さらに残った脂肪を圧搾法によって採取したもの。牛由来の原料を原料とする場合にあっては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限り、かつ、
	羊毛くず	羊毛を加工する際に発生するくず。
	牛毛くず	牛の皮を加工する際に発生するくずのうち、毛のくずのみを集めたもの。牛由来の原料を原料とする場合にあっては、管理措置が行われたものに限り、かつ、
	粗砕石灰石	石灰石を粗砕したもの。
(ロ)	米ぬか	精米の際に生ずるぬか。
	発酵米ぬか	米ぬかを堆積発酵させたもの。
	発酵かす	生産工程中に塩酸を使用しないしょう油かすを除く。

区分	指 定 名	内 容
	アミノ酸かす	廃糖蜜アルコール発酵濃縮廃液で処理したものを含み、遊離硫酸の含量0.5%以上のものを除く。
	くず植物油かす及びその粉末	植物種子のくずを原料として使用した植物油かす及びその粉末。
	草本性植物種子皮殻油かす及びその粉末	草本性植物種子(からし等)の皮殻を搾油した油かす及びその粉末。
	木の実油かす及びその粉末	カボック油かす及びその粉末を除く。桐の実、ろうみ、茶の実、オリーブ実などの油かす。
	コーヒーかす	コーヒー抽出かす。
	くず大豆及びその粉末	くず大豆又は水ぬれ等により変質した大豆を加熱した後、圧ぺんしたものと及びその粉末。
	たばこくず肥料及びその粉末	変性しないたばこくず肥料粉末を除く。
	乾燥藻及びその粉末	海藻類を乾燥又は乾燥後粉末にしたもの。
	落綿分離かす肥料	紡績工場から廃出される綿くず。
	よもぎかす	みぶよもぎからベンゼンでサントニンを抽出したかす又はよもぎを加工してもぐさを製造したかすを乾燥したもの。
	草木灰	植物体を燃焼させた残りかす。じんかい灰を除く。
	くん炭肥料	落葉及びじんあいなどをくん焼炭化したもの。これに人ぶん尿を吸収させたものも含む。
	骨炭粉末	動物の骨を、空気をしゃ断し熱分解して炭化させた後粉碎したもの。活性炭の一種。製油、製糖工業などにおいて脱色剤として用いられた脱色骨炭粉末や回収骨炭粉末も含まれる。牛由来の原料を原料とする場合にあっては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。
	骨 灰	骨を空気の流通下で燃焼させた残りかす。牛由来の原料を原料とする場合にあっては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。
	セラックかす	ラック貝がら虫から天然樹脂セラックを製造したかす。
	にかわかす	オセインからゼラチンを抽出したかすを乾燥したものを除き、牛由来の原料を原料とする場合にあっては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。
	魚 鱗	蒸製魚鱗及びその粉末を除く。
	家きん加工くず肥料	蒸製毛粉(羽を蒸製したものを含む)を除く。
	発酵乾ぶん肥料	し尿を嫌気性発酵で処理して得られるもの。
	人ぶん尿	凝集促進材又は悪臭防止材を加え、脱水又は乾燥したものを除く。

区分	指 定 名	内 容
	動物の排せつ物	凝集促進材（ポリアクリルアミド系高分子凝集促進材、ポリアクリル酸ナトリウム系高分子凝集促進材、ポリアクリル酸エステル系高分子凝集促進材、ポリメタクリル酸エステル系高分子凝集促進材、ポリアミジン系高分子凝集促進材、アルミニウム系無機凝集促進材鉄系無機凝集促進材に限る）を加えた物を含む。
	動物の排せつ物の燃焼灰	家畜家さんのふんをボイラーで燃焼したもの。
	堆肥	わら、もみがら、樹皮、動物の排せつ物その他の動植物質の有機質物（汚泥及び魚介類の臓器を除く。）を堆積又は攪拌し、腐熟させたもの（尿素、硫酸アンモニアその他の腐熟を促進する材料を使用したものを含む。）をいい、牛由来の原料を原料とする場合にあっては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限り。
	グアノ	窒素質グアノを除く。
	発泡消火剤製造かす	てい角等を原料として消火剤を製造する際に生ずる残りがすをいい、牛由来の原料を原料とする場合にあっては、管理措置が行われたものに限り。
	貝殻肥料	貝又は貝殻を粉碎したもの。貝粉末及び貝灰を含む。
	貝化石粉末	古代にせい息した貝類（ひとで類又はその他の水せい動物類が混在したものを含む）が地中に埋没堆積し、風化又は化石化したものの粉末。
	製糖副産石灰	製糖工業の工程中で汁液の調整及びしょ糖の精製分離のため加えられた消石灰をろ別回収したもの。
	石灰処理肥料	果実加工かす、豆腐かす又は焼酎蒸留廃液を石灰で処理したものであって、乾物 1 kg につきアルカリ分含有量が 250g を超えるもの。
	含鉄物	褐鉄鉱（沼鉄鉱を含む）、鉱さい（主として鉄分の施用を目的とし、鉄分を 100 分の 10 以上含有するものに限り）、鉄粉及び岩石の風化物で鉄分を 100 分の 10 以上含有するもの。
	微粉炭燃焼灰	火力発電所において微粉炭を燃焼する際に生ずるよう融された灰で煙道の気流中及び燃焼室の底の部分から採取されるものをいう。ただし、燃焼室の底の部分から採取されるものにあっては、3mm の網ふるいを全通するものに限り。
	カルシウム肥料	主としてカルシウム分の施用を目的とし、葉面散布に用いるものに限り。
	石こう	りん酸を生産する際に副産されるものに限り。

内容欄は農林水産省告示「特殊肥料等を指定する件」、農林統計協会『ポケット肥料要覧2019/2020』（令和3年3月31日発行）をもとに作成しています。

様式集

特殊肥料生産業者（輸入業者）届出書

年 月 日

静岡県知事

様

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

電話（ ） ー

下記により特殊肥料を生産（輸入）したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項の規定により届け出ます。

記

1. 氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
2. 肥料の種類
3. 肥料の名称
4. 生産する事業場の名称及び所在地
5. 保管する施設の所在地

備 考 輸入業者にあっては4は記入しなくてよい。

使用原材料及び生産工程説明書

1 使用原材料名及び混合割合

原材料名	割合（重量比）	備 考
	%	
	%	
	%	
	%	

2 使用原材料の内容

原材料名	入手先（名称、所在地）	水分	備考
		%	
		%	
		%	
		%	

3 生産工程

4 年間生産計画数量 t

堆肥及び動物の排せつ物に関するチェックシート（原材料について）

該当する回答に○をつけてください

質問項目	回答									
汚泥を使用している	はい	いいえ								
汚泥を使用すると「堆肥」ではなく「汚泥肥料」となり、農林水産大臣の登録が必要となるほか、有機農産物にも利用できない資材となります。汚泥とは、下水道の終末処理施設、し尿処理施設又は工場の排水処理施設等から生じた汚泥のことをいいます。										
魚介類の臓器を使用している	はい	いいえ								
イカの内臓、ホタテのウロなどの魚介類の内臓を使用すると「水産副産物発酵肥料」として登録が必要となります。										
肥料成分を引き上げるために尿素や硫安等を使用している	はい	いいえ								
尿素や硫安等は、腐熟促進材として「堆肥」に使用することはできますが、肥料成分を引き上げる目的で使用することはできません。腐熟促進材としての役割を超えて使用した場合には、普通肥料として登録が必要となります。										
凝集促進剤を使用している	はい※	いいえ								
※ 凝集促進剤を使用している場合に回答してください メーカー名： _____ 製品名： _____ 該当する□欄にチェックを入れてください <table border="1"> <tbody> <tr> <td>☐ ポリアクリルアミド系 高分子凝集促進剤</td><td>☐ ポリアクリル酸ナトリウム系 高分子凝集促進剤</td></tr> <tr> <td>☐ ポリアクリル酸エステル系 高分子凝集促進剤</td><td>☐ ポリメタクリル酸エステル系 高分子凝集促進剤</td></tr> <tr> <td>☐ ポリアミジン系高分子凝集促進剤</td><td>☐ アルミニウム系無機凝集促進剤</td></tr> <tr> <td>☐ 鉄系無機凝集促進剤</td><td></td></tr> </tbody> </table>			☐ ポリアクリルアミド系 高分子凝集促進剤	☐ ポリアクリル酸ナトリウム系 高分子凝集促進剤	☐ ポリアクリル酸エステル系 高分子凝集促進剤	☐ ポリメタクリル酸エステル系 高分子凝集促進剤	☐ ポリアミジン系高分子凝集促進剤	☐ アルミニウム系無機凝集促進剤	☐ 鉄系無機凝集促進剤	
☐ ポリアクリルアミド系 高分子凝集促進剤	☐ ポリアクリル酸ナトリウム系 高分子凝集促進剤									
☐ ポリアクリル酸エステル系 高分子凝集促進剤	☐ ポリメタクリル酸エステル系 高分子凝集促進剤									
☐ ポリアミジン系高分子凝集促進剤	☐ アルミニウム系無機凝集促進剤									
☐ 鉄系無機凝集促進剤										
動物の排せつ物に指定された凝集促進材（□欄の凝集促進材）を使用したものを原料とする肥料は「堆肥」等の特殊肥料として都道府県知事への届出のみで生産・販売できます。										
動物由来の肉や皮等を使用している	はい※	いいえ								
※ 動物由来の肉や皮等を使用する場合に回答してください 動物由来の肉や皮等の使用に必要な手続きを行っている	はい	いいえ								
動物由来の肉や皮等を使用する場合、牛の脊柱が混入しない生産工程の確認（大臣確認）、反芻動物由来の原料が混入しない生産工程の確認（FAMIC理事長確認）、管理措置等など手続が必要となります。										

特殊肥料生産業者（輸入業者）届出事項変更届出書

年 月 日

静岡県知事

様

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

電話（ ） —

さきに 年 月 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更が生じたので、同条第2項の規定により届け出ます。

記

1. 変更した年月日 年 月 日

2. 変更した事項
（新）

（旧）

3. 変更した理由

特殊肥料生産（輸入）事業廃止届出書

年 月 日

静岡県知事

様

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

電話（ ） —

さきに 年 月 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項の規定により届け出た特殊肥料の生産（輸入）事業を下記のとおり廃止したので、同条第2項の規定により届け出ます。

記

1. 廃止した年月日 年 月 日
2. 生産（輸入）していた特殊肥料の名称

生産設備の賃借による肥料の生産に関する届出書

年 月 日

静岡県知事

様

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

電話（ ） —

今般、別添賃貸借契約書及び見取り図のとおり 所有の
工場の生産設備を賃借し、当社の責任下における適正な管理に基づき、下
記により肥料を生産することとしたので、 に先立
ちあらかじめ届け出ます。

なお、別添賃貸借契約書及び下記事項に変更が生じた場合には速やかに
報告することとします。

記

1. 生産設備を賃借して生産を行う工場の名称及び所在地
2. 生産設備を賃借して生産する肥料の種類
3. 生産設備を賃借する期間
(年 月 ～ 年 月)
4. 生産の管理責任者

備考

1. 賃貸借契約書及び見取り図を添付する。
2. 記の3について、賃貸借契約書に自動的に更新する旨の規定等がある場合には、その旨を記載し、賃貸借の契約が継続している間は賃借する期間の変更の届出は不要とする。
3. 記の4については役職名等を記載する。

委託による肥料の生産に関する届出書

年 月 日

静岡県知事

様

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

電話

今般、別添委託生産契約書のとおり 所有の 工場で、当社の指図に基づき肥料を生産し、かつ当該肥料の全てを当社に譲渡することを前提に、下記により肥料の委託生産をすることとしたので、あらかじめ届け出ます。

なお、別添委託生産契約書及び下記事項に変更が生じた場合は速やかに報告することとします。

記

1. 委託生産を予定している手続き
 - ☐ 法第4条第1項から第3項の規定に基づく登録の申請
 - ☐ 法第13条第1項の規定に基づく登録事項変更の申請
 - ☐ 法第16条の2第1項又は第2項の規定に基づく届出
 - ☐ 法第16条の2第3項の規定に基づく届出事項変更の届出
2. 委託により生産を行う事業場の名称及び所在地
3. 委託により生産する肥料の種類
4. 委託生産に係る契約期間
(年 月 ～ 年 月)

備考

1. 委託生産契約書（写）を添付する。
2. 記の4について、委託生産契約書に自動的に更新する旨の規定等がある場合には、その旨を記載し、委託生産の契約が継続している間は委託生産に係る契約期間の変更の届出は不要とする。